

公共交通機関旅客施設の
移動円滑化整備ガイドライン

平成13年8月

国土交通省

①視覚表示設備

一般に、視力の低下は40～50歳ぐらからはじまり、60歳を超えると急激に低下する。車いす使用者の視点は一般歩行者よりおおよそ40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多い、日本語のわからない訪日外国人が多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えている。移動円滑化をめざす視覚表示設備の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者も、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要である。サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持つ。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（高出さや平面上の位置など）の三要素を考慮することが不可欠である。さらにサインの情報内容や表現様式、掲出位置を、体系的なシステムとして整備し、また可変式情報表示装置を、状況により変化するニーズに合った情報をタイムリーに表示する方式として整備することが、移動しながら情報を得たい利用者にわかりやすく情報を伝達する基本条件になる。

<ガイドライン>

■サインシステム

●基本的事項

サインの種類	表示方法
<ul style="list-style-type: none"> ○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン 	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。 ◇地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することがなお望ましい。 ○英語を併記する場合、英訳できない固有名称にはへボン式ローマ字つづりを使用する。 ◇固有名称のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや～Riverなど、意味が伝わる英語を補足することがなお望ましい。 ◇書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることがなお望ましい。 ○文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。 ◇弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することがなお望ましい。 ○安全色に関する色彩は、別表2-1による。出口に関する表示は、このJIS規格により黄色とする。 ○高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。
	参考2-1
	参考2-2
	参考2-3

別表2-1

第二章 誘導案内設備に関するガイドライン

●案内サイン

表示する 情報内容	<p>○構内案内図に表示する情報は、別表2-5のうち移動円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。</p> <p>○構内案内図には移動円滑化された経路を明示する。</p> <p>○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報は、別表2-6のうち必要なものとする。</p> <p>◇ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線図を表示することがなお望ましい。</p>	別表2-5 別表2-6
表示面と 器具の デザイン	<p>◇案内サイン類はシンブルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。</p> <p>◇構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することがなお望ましい。</p> <p>◇表示範囲が広域な旅客施設周辺案内図の向きは、地理学式に北を上にして表示することがなお望ましい。</p>	参考2-8
表示面の 向きと 掲出高さ	<p>◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないよう配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することがなお望ましい。</p> <p>◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することがなお望ましい。</p> <p>○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車いす使用者が共通して見やすい高さとする。</p> <p>○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないように配慮しつつ、車いす使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。</p> <p>○券売機上部に掲出する運賃表の幅寸法は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。</p>	参考2-9 参考2-10
配置位置と 配置間隔	<p>○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。</p> <p>◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することがなお望ましい。</p> <p>◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することがなお望ましい。</p> <p>◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することがなお望ましい。</p>	参考2-11

参考2-4

◇サインの図色と地色の明度の差を大きくすること等により容易に識別できるものとすることがなお望ましい。

参考2-5

◇サインは、必要な輝度が得られる器具とすることがなお望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることがなお望ましい。

別表2-2

○ピクトグラムは、一般案内用図記号検討委員会が策定した別表2-2の標準案内用図記号を活用する。

●誘導サイン・位置サイン

別表2-3

表示する
情報内容

○誘導サイン類に表示する情報は、別表2-3のうち必要なものとする。

○誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動円滑化のための主要な設備を優先的に表示する。

◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することがなお望ましい。

別表2-4

○位置サイン類に表示する情報は、別表2-4のうち移動円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。

○位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、前述の設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。

参考2-6

表示面と
器具の
デザイン

◇誘導サイン類及び位置サイン類はシンブルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることがなお望ましい。

参考2-7

表示面の
向きと
掲出高さ

○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。

○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。

◇動線と対面する向きサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することがなお望ましい。

参考2-8

配置位置と
配置間隔

○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。

○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口及び動線の曲がり角に配置する。

◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することがなお望ましい。

○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の周辺に配置する。

別表2-1: JIS Z9103-1995 安全色・一般的事項に示す安全色の表示事項及び使用箇所
(サインシステムと関連する内容を抜粋した)

安全色	表示事項	使用箇所	使用箇所例
赤	a. 防火 b. 禁止 c. 停止 d. 高度の危険	防火、禁止、停止、高度の危険に関係がある箇所	a. 防火警標、消火栓、消火器、火災報知器 b. 禁止警標、バリケード(立入禁止) c. 緊急停止ボタン、停止信号旗、信号の“停止”色光 d. 火災警標、火災類の表示
黄赤	a. 危険	a. 災害、障害を引き起こす危険性がある箇所	a. 危険標識、危険警標、危険表示
	b. 航海の保安施設	b. 航海の保安施設及び避難救助の際に用いる海上から識別しやすい目印	b. 救命いかだ、救命具、救命ブイ、水路標識
黄	a. 注意 b. 明示	a. 衝突、墜落、つまずきなどの危険の恐れがある箇所 b. 注意を促す必要のあるもの、特に明示を必要とするもの又はそれらの箇所	a. 注意標識、注意警標 b. 信号の“注意”色光、駅舎、改札口、ホーム等の出口表示
緑	a. 安全 b. 避難 c. 衛生・救護 d. 進行	安全意識の高揚に関係がある箇所、緊急避難に関係がある箇所、衛生・救護に係る箇所及び進行を示す箇所	a. 安全旗及び安全指導標識 b. 非常口の方向を示す標識 c. 労働衛生旗及び衛生指導標識、保護具箱、担架、救急箱、救護所の位置・方向を示す標識及び警標 d. 進行信号旗、信号の“進行”色光
青	a. 指示 b. 用心 c. 誘導	保護具着用など安全衛生のための指示及び担当者以外がみだりに操作してはならない箇所	a. 保護めがね着用、ガス測定などを指示する標識の地色 b. 修理中を示す標識
赤紫	放射能	放射性同位元素及びこれに閉する廃棄物、貯蔵施設、管理区域に設けるさくなど	c. 駐車場の方向及び所在を示す

■可変式情報表示装置

可変式情報表示装置とは、フラップなどを用いた機械式やLEDなどを用いた電子式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示する装置のこと。

表示する情報内容	<p>○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行・運航に関する情報とする。</p> <p>◇車両等の運行・運航の異常に関連して、遅れ状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供することが望ましい。この場合、緊急時の表示メニューを用意することも有効である。ネットワークを形成する他の交通機関の運行・運航に関する情報も、提供することが望ましい。</p> <p>◇異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取付けるなど、異常情報表示中であることを継続的に示すことが望ましい。</p>
表示方式	<p>◇表示方式は、文字等が均等に明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の明度の差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。ことが望ましい。</p>
配置位置	<p>○車両等の運行・運航用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行・運航により乗降場が頻繁に変動する場合には各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。</p> <p>◇可変式情報表示装置の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一的であることが望ましい。</p>

参考2-12

<移動円滑化基準>

(運行情報提供設備)

第9条 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するたための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(標識)

第10条 昇降機、便所又は乗車券等販売所(以下「移動円滑化のための主要な設備」という。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けなければならない。

(移動円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

第11条 公共用通路に直接通ずる出入口(駅駅にあつては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備(第4条の3前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に確認できる場合は、この限りでない。

別表2-2：標準案内用図記号 それ以外は関係委員会がオリジナルに制作した。

公共一般施設 38項目	
推奨度 A	<p>案内所 案内所</p> <p>情報コーナー 情報コーナー</p> <p>病院 病院</p> <p>救護所 救護所</p> <p>警察 警察</p> <p>お手洗 男子</p> <p>男子 男子</p> <p>女子 女子</p> <p>身障者用設備 ※ 身障者用設備</p> <p>車椅子スロープ 車椅子スロープ</p> <p>飲料水 飲料水</p> <p>喫煙所 喫煙所</p> <p>喫煙所 (備考) 喫煙所</p> <p>忘れ物取扱所 忘れ物取扱所</p> <p>ホテル/宿泊施設 ホテル/宿泊施設</p> <p>きっぷうりば/精算所 きっぷうりば/精算所</p> <p>手荷物一時預かり所 手荷物一時預かり所</p> <p>コインロッカー コインロッカー</p> <p>休憩所/待合室 休憩所/待合室</p> <p>銀行・商社 銀行・商社</p> <p>キャッシュサービス キャッシュサービス</p> <p>郵便 郵便</p> <p>電話 電話</p> <p>エレベーター エレベーター</p> <p>エスカレーター エスカレーター</p> <p>更衣室(女子) 更衣室(女子)</p> <p>更衣室 更衣室</p> <p>シャワー シャワー</p> <p>浴室 浴室</p> <p>水飲み場 水飲み場</p> <p>くず入れ くず入れ</p>
推奨度 B	<p>チェックイン/受付 チェックイン/受付</p> <p>タクシー/タクシースタンド/タクシーのりば タクシー/タクシースタンド/タクシーのりば</p> <p>レンタカー レンタカー</p> <p>出発 出発</p> <p>到着 到着</p> <p>乗り継ぎ 乗り継ぎ</p> <p>手荷物受取所 手荷物受取所</p>






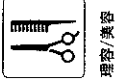



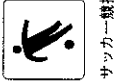











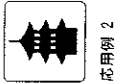










リサイクル品回収施設




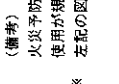





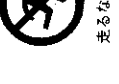





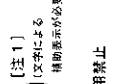













2 交通施設 17項目

推奨度 B	<p>航空機/空港 航空機/空港</p> <p>鉄道/鉄道駅 鉄道/鉄道駅</p> <p>船舶/フェリー/港 船舶/フェリー/港</p> <p>バス/バスのりば バス/バスのりば</p> <p>TAXI TAXI</p> <p>レンタカー レンタカー</p> <p>自転車 自転車</p> <p>ロープウェイ ロープウェイ</p> <p>タクシー/タクシースタンド/タクシーのりば タクシー/タクシースタンド/タクシーのりば</p> <p>出発 出発</p> <p>到着 到着</p> <p>乗り継ぎ 乗り継ぎ</p> <p>手荷物受取所 手荷物受取所</p>
-------	--

3 商業施設 10項目

推奨度 B	<p>レストラン レストラン</p> <p>喫茶・軽食 喫茶・軽食</p> <p>バー バー</p> <p>ガソリンスタンド ガソリンスタンド</p> <p>会計 会計</p>
-------	--

推奨度 C		店舗/売店		新聞/雑誌		薬局		理容/美容		手荷物託配
4 観光・文化・スポーツ施設 17項目										
推奨度 B		原野地/景勝地		陸上競技場		サッカー競技場		野球場		テニスコート
推奨度 C		海水浴場/プール		スキー場		キャンプ場		温泉		歴史的建造物
参考		公園		博物館/美術館		歴史的建造物		応用例 1		応用例 2
		自然保護		スポーツ活動		スカッシュコート		テニスコート		懸掛け式リフト
5 安全 5項目										
推奨度 A		消火器		非常電話		非常ボタン		非常口		広域避難場所

6 禁止 20項目																																												
推奨度 A		※ 一般禁止		※ 火気厳禁		※ 禁煙		※ (備考) 火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要がある。		※ 立入禁止		※ 進入禁止		※ 駐車禁止		※ 自転車乗入れ禁止		※ 立入禁止		※ 走るな/かけ込み禁止		※ さわるな		※ 捨てるな		※ 飲めない		※ 携帯電話使用禁止		※ 電子機器使用禁止		※ [注1] (文字による補助表示が必要) 撮影禁止		※ フラッシュ撮影禁止		※ [注1] (文字による補助表示が必要) ペビーカー使用禁止		※ 逆泳禁止		※ キャンプ禁止		※ 飲食禁止		※ ペット持ち込み禁止
推奨度 B		※ [注1] (文字による補助表示が必要) ペビーカー使用禁止		※ 逆泳禁止		※ キャンプ禁止		※ 飲食禁止		※ ペット持ち込み禁止																																		
推奨度 C		※ 飲食禁止		※ ペット持ち込み禁止																																								

	<p>7 注意 8項目</p> <p>推奨度 A</p> <p>※ 一般注意</p> <p>障害物注意 [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>上り段差注意</p> <p>下り段差注意</p> <p>※ 滑面注意</p> <p>転落注意 [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>天井に注意</p> <p>※ 感電注意</p>
<p>推奨度 A</p> <p>※ 一般指示</p> <p>側かに [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>左側にお立ちください</p> <p>※ 二列並び [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>応用例 1 (一列並び)</p> <p>※ 矢印</p>	<p>8 指示 10項目</p> <p>※ 一般指示</p> <p>側かに [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>左側にお立ちください</p> <p>※ 二列並び [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>応用例 2 (三列並び)</p> <p>※ 矢印</p>
<p>推奨度 B</p> <p>※ 二列並び [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>応用例 2 (三列並び)</p> <p>※ 矢印</p> <p>※ 三列並び [注1] (文字による補助表示が必要)</p> <p>応用例 3 (四列並び)</p> <p>※ 矢印</p>	<p>※ 矢印</p>

<p>参考</p>	<p>※ 安全バーを閉める</p> <p>※ 安全バーを開ける</p> <p>※ 徒歩客は降りる</p> <p>※ スキーマーは降りる</p> <p>※ スキーマーの先を上げる</p> <p>※ スキーマーは降りる</p>
<p>■ 使用上の注意</p>	<p>1) 本ガイドラインでは、図記号の使用について次の推奨度区分を定めています。使用にあたっては、これを遵守してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 推奨度 A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。 推奨度 B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することに よって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。 推奨度 C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要な ものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができ ます。 <p>2) [注1] の表記がある図記号は、文字による補助表示が必要です。図記号単独での使用は避けて ください。その他の文字表示は、各図記号に併記してある名称を参考にしてください。</p> <p>3) [注2] の表記がある図記号は、図記号中の通貨記号を必要に応じて他の通貨記号に変更するこ とができます。</p> <p>4) 本ガイドラインの図記号は、視距離 1 m で表示する場合の最小寸法を 35mm 角、手にとりやすい 寸法で見える図記号に用いる場合の最小寸法を 8mm 角とする条件で設計されています。これより小さ くして使用することは避けてください。</p> <p>5) 本ガイドラインの図記号は、正方形・円形・三角形が同じ大きさに見えるように、寸法を調整し てあります。これら三種の外形を持つ図記号を混用して拡大・縮小する際は、この点にご留意くだ さい。</p> <p>6) 赤、黄、緑、青が使用されている図記号の色彩は、[JIS Z 9101-1995 安全色及び安全標識] に 依っています。使用の際は、次のマンセル値を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全色 赤：7.5R 4/15 黄：2.5Y 8/14 緑：10G 4/10 青：2.6PB 3.5/10 対比色 白：N9.5 黒：N1 <p>7) 白地に黒色で表現されている図記号は、前記の 赤、黄、緑、青の安全色を除く、他の色彩に変 更することができます。また、図と地の関係を変換することもできます。</p> <p>8) 色彩あるいは明度を調整して使用する場合は、見やすさに配慮し、図と地色のコントラストが 十分明確になるようにしてください。明度は少なくとも 5 以上になるようにしてください。</p> <p>9) お手洗い、身障者用設備、エスカレーター、階段、出発、出発、非常口などの図記号は、誘導方向や設 置環境に応じて左右を反転させることができます。</p>

[注] 詳細については、一般案内用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。

別表2-6：旅客施設周辺案内図に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
街区、道路、地点	山、湾、島、半島、河川、湖、池、堤、埠頭、港、運河、棧橋
地勢等	市、区、町、街区
街道等	高速道路、国道、都道府県道、有名な通称名のある道路
道路	インターチェンジ、有名な交差点、有名な橋
地点	鉄道路線、鉄軌道駅、バスのりば、旅客ターミナル、航空旅客ターミナル、駐車場
交通施設	公共交通機関、エレベーター、エスカレーター、傾斜路
旅客施設周辺の移動円滑化設備	案内所
情報知点	景勝地、旧跡、歴史的建造物、大規模公園、全国的な有名地
観光・ショッピング施設	大規模モール、国際展示場、国際会議場、テーマパーク、大規模遊園地、大規模動物園
ショッピング施設	大型商業ビル、地下街、百貨店、有名店舗、卸売市場
文化施設	博物館・美術館・劇場、ホール・公会堂・会議場、公立図書館
スポーツ施設	大規模競技場、体育館、武道館、総合スポーツ施設
宿泊集会施設	ホテル・結婚式場・葬斎場
行政施設	中央官庁又はその出先機関、都道府県庁、市役所、区役所、警察署、消防署、税関、税務署、法務局、郵便局、運転免許試験所、職業安定所、大使館、領事館
医療福祉施設	公立病院、総合病院、大学病院、保健所、福祉事務所、大規模な福祉施設
産業施設	放送局、新聞社、大規模な工場、大規模な事務所ビル
教育研究施設	大学、高等学校、中学校、小学校、大規模なその他の学校、大規模な研究所

別表2-3：誘導サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口
移動円滑化のための主要な設備	エレベーター、便所、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所
アクセス交通施設	鉄道駅、バスのりば、旅客ターミナル、航空旅客ターミナル、タクシーのりば、レンタカー、駐車場
隣接商業施設	大型商業ビル、百貨店、地下街

別表2-4：位置サイン類に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、乗り換え口
移動円滑化のための主要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー
救護救護のための設備	救護所、忘れもの取扱所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカー、公衆電話
施設管理のための設備	事務室

別表2-5：構内案内図に表示する情報内容

情報内容	情報内容例
経路を構成する主要な空間部位	出入口、改札口、乗降場、その間の経路、階段、乗り換え経路、乗り換え口、移動円滑化された経路
移動円滑化のための主要な設備	エレベーター、エスカレーター、傾斜路、便所、乗車券等販売所
情報提供のための設備	案内所、情報コーナー
救護救護のための設備	救護所、忘れもの取扱所
旅客利便のための設備	両替所、コインロッカー、公衆電話
施設管理のための設備	事務室
アクセス交通施設	鉄道駅、バスのりば、旅客ターミナル、航空旅客ターミナル、タクシーのりば、レンタカー、駐車場
隣接商業施設	大型商業ビル、百貨店、地下街

参考2-2：角ゴシック体の書体例

・ 日本字及びアルファベットの角ゴシック体には、次の例などがある（カッコ内は書体名）。

出口案内 (新ゴ B) **出口案内** (新ゴ R)

Express (ヘルベチカ・ポールド) **Express** (ヘルベチカ・レギュラー)

Express (ユニバース65・ポールド) **Express** (アクチデイツ・クロテスク・レギュラー)

参考2-3：文字の大きさの選択の目安

- ・ 遠くから視認する吊下型等の誘導サインや位置サインなどは20mm以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは4～5mm以下、案内サインの見出しなどは10mm程度に視距離を設定することが一般的である。
- ・ 下表は、前記の想定のもとに各々の視距離から判断できるために通常有効な文字の大きさを示している。
- ・ 視距離視認用の大きな文字を壁付型などで視点の高さに掲出すれば、弱視者にとっては接近視できるので読みやすい。

視距離	和文字高	英文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

・ なお文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。

木 のりば 出口
和文字高

E Gates Exit
英文字高

参考2-1：ヘボン式ローマ字つづり

- ・ ヘボン式ローマ字のつづり方は下表のとおりである。
- ・ 備考は昭和29年12月9日付内閣告示第1号の「ローマ字のつづり方、ヘボン式の備考」及び新村出版『広辞苑第四版』1991の「ローマ字のつづり方、ヘボン式の備考」による。
- ・ 備考2、4. の符號は、明治18年に羅馬字会（日本の有識者による書き方取調委員会）が発行した『羅馬字にて日本語の書き方』及び昭和21年4月1日付運輸省令第176号の「鉄道掲示規程、修正ヘボン式によるローマ字のつづり方」を参照した。
- ・ なお今日いうヘボン式は、慶応3年にヘボンの提唱したつづり方が元の羅馬字会の提言によって修正されたことから、明治後期から修正ヘボン式と呼ばれ（小泉保『日本語の正書法』1978）、戦後になって標準式あるいは単にヘボン式と呼ばれるようになった経緯がある。

日本語音	ヘボン式ローマ字つづり
あ	a
か	ka
さ	sa
た	ta
な	na
は	ha
ま	ma
や	ya
ら	ra
わ	wa
ん	n
が	ga
ざ	za
だ	da
ば	ba
ぱ	pa
きゃ	kya
しゃ	sha
ちゃ	cha
にゃ	nya
ひゃ	hya
みゃ	mya
りゃ	rya
ぎゃ	gya
じゃ	ja
ぢゃ	chya
びゃ	bya
びゃ	pya
い	i
き	ki
し	shi
ち	chi
に	ni
ひ	hi
み	mi
り	ri
ー	-
ぎ	gi
じ	ji
ぢ	chi
び	bi
び	pi
きゅ	kyu
しゅ	shu
ちゅ	chu
ひゅ	hyu
みゅ	myu
りゅ	ryu
ぎゅ	gyu
ぢゅ	chyu
びゅ	byu
びゅ	pyu
え	e
け	ke
せ	se
て	te
ね	ne
め	me
れ	re
ー	-
げ	ge
ぜ	ze
で	de
べ	be
べ	pe
きよ	kyo
しよ	sho
ちよ	cho
ひよ	hyo
みよ	myo
りよ	ryo
ぎよ	gyo
じよ	jo
ぢよ	chy
びよ	byo
びよ	pyo

- 備考
1. はねる音（ン）は n であらわすが、ただし m, b, p の前では m を用いる。
 2. はねる音を表わす n と次にくる母音または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。
 3. つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねてあらわすが、ただし次に ch がつづく場合には c を重ねずに l を用いる。
 4. 長音は母音字の上に「-」（長音符號）をつけて表わす。なお、大文字の場合は長音字を並べてもよい。
 5. 特殊音の書き表わし方は自由とする。
 6. 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

参考2-6：誘導サインと位置サインの表示例

- ・ここでは、移動円滑化のための主要な設備への誘導サイン及びそれぞれの位置サインの表示例を示している。
- ・エレベーター・エスカレーター・トイレ・身障者用設備の図記号はすでによく知られているため、図記号のみの表示とした。
- ・なおオストメイトの図記号は、一般案内用図記号検討委員会が決定した「標準案内用図記号」には含まれていない。

●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]

[エスカレーター]

[多機能便所のあるトイレ]

[きっぷうりば]

●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]

[エスカレーター]

[多機能便所のあるトイレ]

[きっぷうりば]

●多機能トイレの位置サイン（隣付型などの形式を想定）

[男女共用]

[男子用]

[女子用]

（簡易型多機能便所）

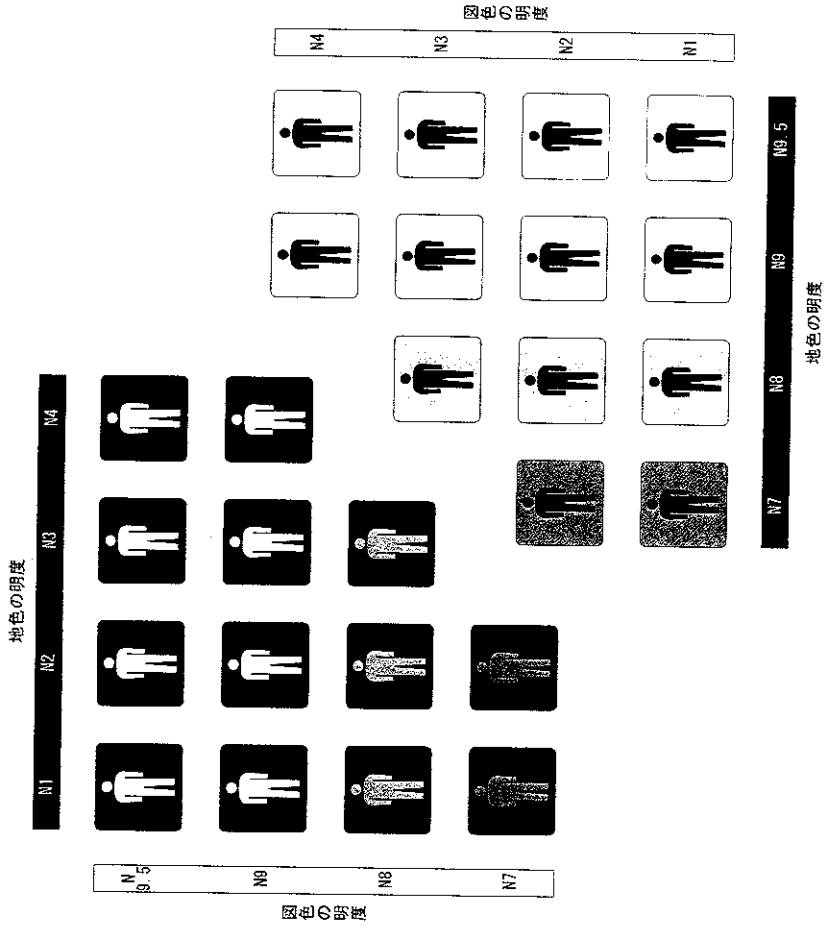
きっぷうりば
Tickets

きっぷうりば
Tickets

※「男子用」を識別する図記号は、識別性を高めるために、男子に男性系の色彩を、また女子に女性系の色彩を用いているのが現実的である。

参考2-4：図色と地色の明度対比例

- ・サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすい。



参考2-5：輝度からみたサイン器具の考え方

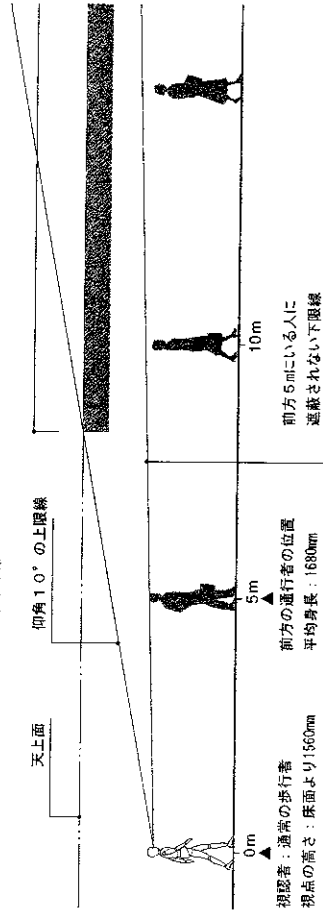
- ・サインの見やすさを保つためには、一定の表示面輝度を確保する必要がある。屋内に設置するサインの表示面輝度は1000cd/m²位までは大きいほど文字等が読みやすくなるが、それを超えるとまぶしくて読みづらくなる。
- ・表示面輝度を得る方法に従ってサインの器具を分類すると、照明器具を内蔵した内照式、表示面の外側に照明器具を付設した外照式、室内灯などの一般照明光源を利用した無灯式などに分かれる。
- ・視力が低下する高齢者等も考慮に入れると、一般的には、内照式は遠くから見ても必要な輝度を確保しやすいが、近くから見るとまぶしさを感じやすい。外照式はまぶしさを感じにくいが見るのに必要な輝度を確保するには内照式の場合より灯具を輝やすなどの対策が必要になる。無灯式は採光がある場合は必要な輝度を得やすいが、自然光がないときは一般照明に頼るので輝度不足になりやすい。

参考2-7：遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

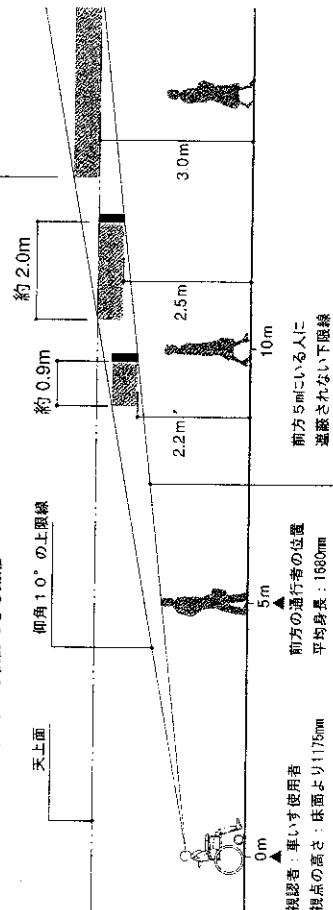
- ・移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくい。一般には仰角（水平からの見上げ角度） 10° 以下が有効視野に入る範囲といわれている。また旅客施設では視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考え、その通行者より上りが見えやすい範囲である。
- ・車いす使用者の視点は低いので、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭い。従って一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離は、極端に小さい。

- ・図に示すとおり複雑時に前方5mの位置に他の通行者がいると想定すると、車いす使用者が器具天端50cmのサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを2.2m、2.5m、3.0m、4.0mとした場合、それぞれ0.9m、2.0m、3.8m、7.5mとなり、視認が可能な時間に換算すると（移動速度を毎秒1.1mとして計算）それぞれ約0.8秒、1.8秒、3.5秒、6.8秒となる。（通常の歩行者では、掲出高さが3.5mの場合は、視認できる距離は約29.8m、視認が可能な時間は約27秒である。）

●通常の歩行者が移動しながら視認できる距離



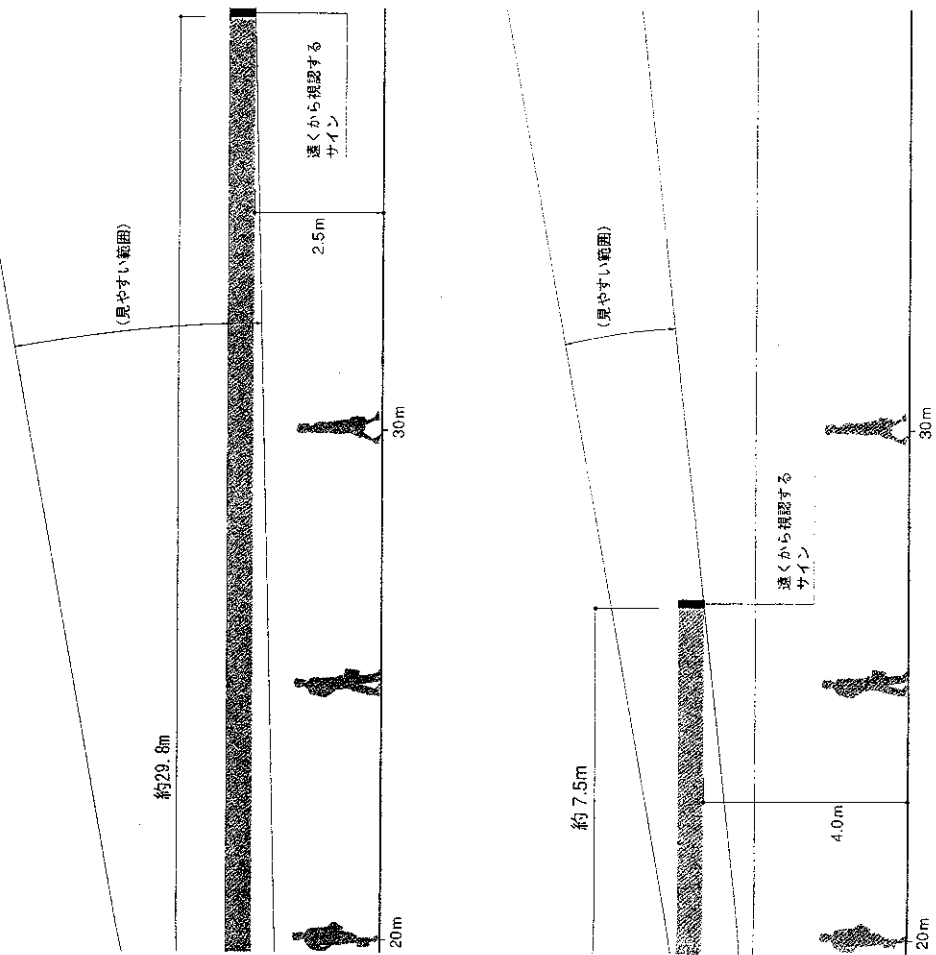
●車いす使用者が移動しながら視認できる距離



- ・視認可能時間が短いと見落とし確率は高まり、情報を得ることが困難になる。
- ・このことから、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、視認想定位置から仰角 10° より下の範囲内で、極力高くするのが適当である。

注1) 野呂彰典編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲（有効視野）を、上方約 8° と記述している。

注2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994による。車いすの床面高は「JIS T 9201-1987「手動車いす」の中型（400mm）」とした。（以下サイン関連参考図共通）



1. 旅客施設共通
2. 誘導案内設備に関するガイドライン

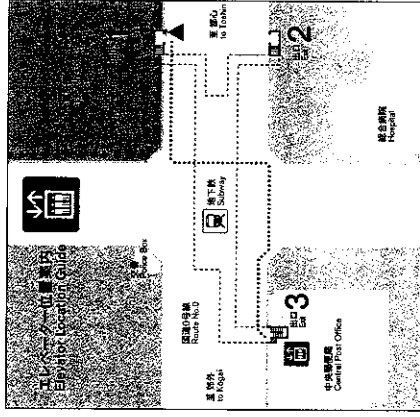
参考2-8：案内サインの表示例

・ここでは、地下駅の地上出入口に設置するエレベーター位置案内図、同・出入口通路からコンコースに入った箇所に設置する入場動線に対応する駅構内図、同・改札出口が2方向に分岐する改札内コンコースに設置する出場動線に対応する駅構内図、地方の中核駅をモデルとした駅周辺案内図の表示例を示している。

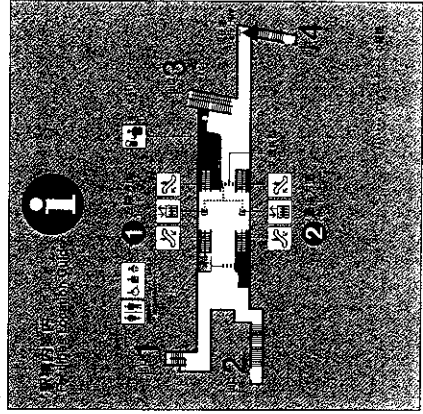
●エレベーター位置案内図

・この図例では、現在地からエレベーターのある出入口までの地上までの地上における移動経路のほか、方向感覚が得やすいように、目印となる周辺の施設、主要道路名、至表記などを表示している。

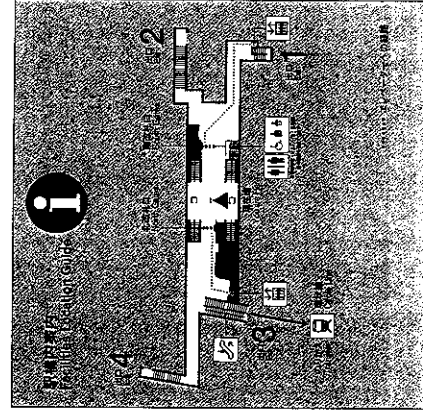
【エレベーター位置案内図】



【駅構内案内/入場系】



【駅構内案内/出場系】



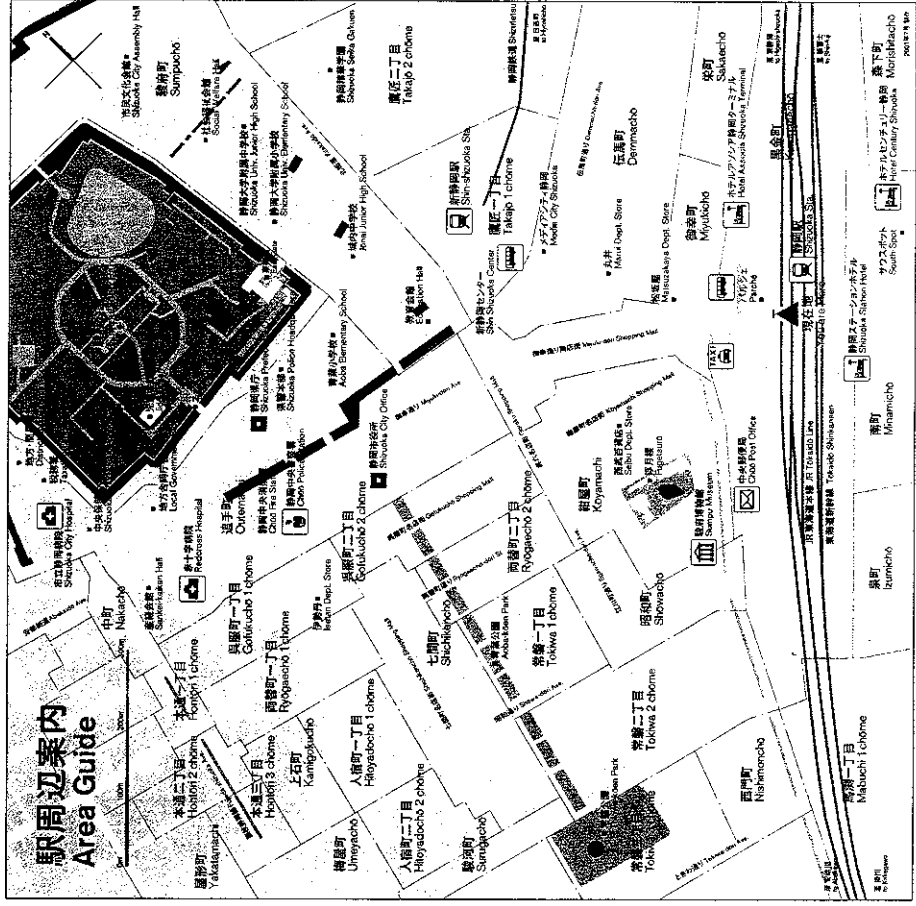
●駅構内図

・この図例では、駅の構造をできるだけシンプルに表現するとともに、入場動線、出場動線それぞれに必要とされる移動円滑化のための主要な設備の位置を図記号を用いて表示している。

●駅周辺案内図

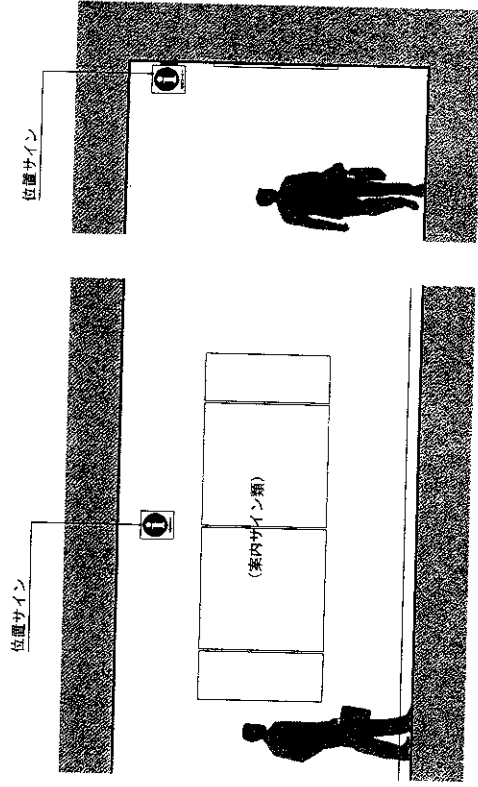
・この図例では、地方の中核都市として多くの来訪者がある繁華街を中心に、駅から街のランドマークとなっている大規模公園までの歩行圏（およそ1.3km四方）を表示している。主要な都市施設の表示には、図記号を用いた。

【駅周辺案内図】



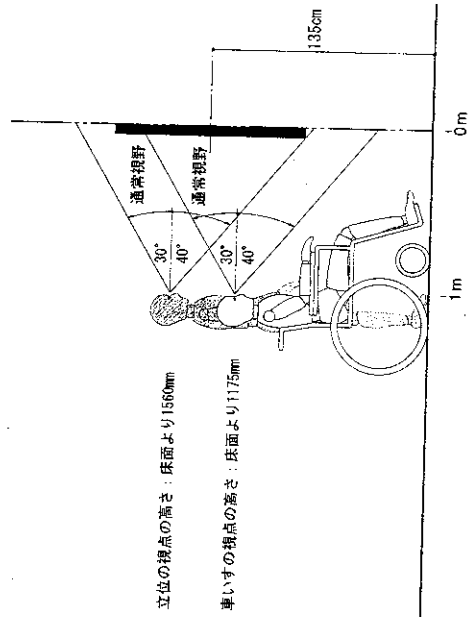
参考2-9：情報コーナーの表示例

ここでは、案内サイン類を集約的に掲出している場所（情報コーナー）を通路の延長方向から見つけやすいように設置する、情報コーナーの位置サインの表示例を示している。



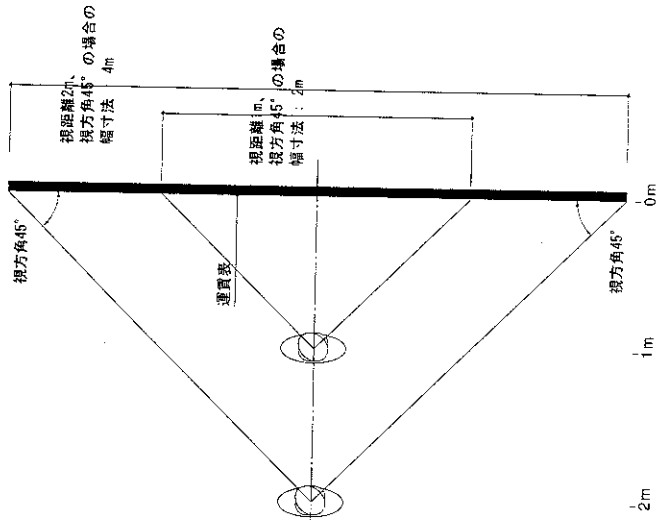
参考2-10：近くから視認するサインの掲出高さの考え方

対面するものを見る場合、車いす使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおおよそ40cmほど下がっている。
 ・このことから、近くから見ると車いす使用者と車いす利用者が共通に見やすい範囲に掲出する際の高さは、床面からサイン表示面の中心までの距離を、双方の視点の間である135cm程度と考えるのが適当である。
 (注) 下図の通常視野は、日本建築学会編「建築設計資料集3集」1980（丸善）による。



参考2-11：運賃表の幅寸法限界の考え方

運賃表の幅寸法は、表示する情報量と必要な文字の大きさの判断に加えて、誤読されない視角も考慮して設定する必要がある。文献では、視角が45°以下になると運賃表の誤読率が高まるということが指摘されている。
 ・利用者は切符を購入する際、金額を未確認のまま券売機に接近しがちなため、この場合運賃表を見る視距離はかなり小さくなる。



・視角の限界を考慮すると、運賃表の幅寸法は、視距離を1mと想定する場合は2m程度以内、また2mと想定する場合は4m程度以内になる。
 (注) 野呂彰勇編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、監視用グラフィックパネルの構築研のデータから、視角が45°以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくないと述べている。

参考2-12：可変式情報表示装置の表示例

ここでは、改札口に設置する可変式情報表示装置の表示例を示している。

